

海士町太陽熱利用温水器設置費補助金交付要綱

(平成 27 年 7 月 1 日海士町告示第 17 号)

改正 令和 6 年 11 月 1 日告示第 28 号

(趣旨)

第 1 条 海士町は、太陽熱利用温水器の設置を奨励し、エネルギー消費の節約を図り、もって町民生活の向上に資するため当該太陽熱利用温水器の設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、海士町補助金等交付規則（昭和 41 年海士町規則第 12 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「太陽熱利用温水器」とは、太陽熱を利用して温水を作り、風呂場、台所等の給湯や家の冷暖房に用いるために一般家庭に備え付けられる温水器で、集熱器と貯湯槽が分離しているもの（ソーラーシステム）をいう。

(補助対象経費)

第 3 条 この要綱による補助対象経費は、太陽熱利用温水器(以下「対象機器」という)の購入費及び工事費とする。

(補助金交付対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町内に自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅(店舗、事務所等の兼用住宅を含む)に対象機器を設置(住宅の新築に併せた設置を含む。)する者。
- (2) 町税等の滞納がない者。

(申請の制限)

第 5 条 補助金の申請は、1 対象機器につき 1 回限りとする。

(補助対象設備及び補助金の額)

第 6 条 補助の対象となる対象設備にかかる補助金の額は、別表に定めるものとする。

(補助金交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下『申請者』という。)は、対象設備の設置工事を着手する前に、補助金交付申請書(様式第 1 号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定通知)

第 8 条 町長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金交付申請内容を変更する場合又は対象機器の設置を中止する場合は、速やかに海士町太陽熱利用温水器設置費補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認）

第 10 条 町長は、前条の申請書について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、海士町太陽熱利用温水器設置費補助金変更承認通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 前条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下『交付決定者』という。）は、工事が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 12 条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が交付決定内容に適合するかを審査し、適合すると認められたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（帳簿等の管理）

第 13 条 交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（財産処分の制限等）

第 14 条 交付決定者は、補助金により取得した対象機器を町長の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 1 日告示第 28 号）

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

補助対象設備の条件	補助金の額
②太陽熱利用温水器（ソーラーシステムに限る。） (1)太陽熱を給湯又は冷暖房等に利用する設備であるもの。 (2)未使用品であること（中古品は対象外とする）。 (3)設置後 2 年間は、電気代ガス代等の利用状況を報告すること。	設置費用の 1/2 以内とし、40 万円を上限とする。 ※補助金額は県負担も含む。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名

海士町太陽熱利用温水器設置費補助金交付申請書

年度において、海士町太陽熱利用温水器設置費補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定に際して町税等の納付状況について調査すること、また、設置
後 2 年間は、電気代ガス代等の利用状況を報告することに同意します。

記

- 1 補助対象経費 (太陽熱利用温水器設置経費) 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 設置予定太陽熱利用温水器 (メーカー、機種、製品名)
- 4 設置場所住所 海士町大字 番地 (地区)
- 5 設置予定日 平成 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
 - (2) 太陽熱利用温水器の仕様が確認できるカタログその他の写し
 - (3) 現況写真
 - (4) その他

様式第 2 号（第 8 条関係）

指令海 第 号
年 月 日

様

海士町長

海士町太陽熱利用温水器設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町太陽熱利用温水器設置費補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

なお、この補助金には島根県の太陽光発電等導入支援事業補助金が充当されています。

記

1 補助金交付決定額 円

交付条件等

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業等の計画変更または中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しないとき、または当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 海士町補助金等交付規則（昭和 4 1 年海士町規則第 1 2 号）及び海士町太陽熱利用温水器設置補助金交付要綱の規定を遵守すること

様式第 3 号 (第 9 条関係)

年 月 日

海士町長 様

住所

氏名

海士町太陽熱利用温水器設置費補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号をもって、交付決定のあった海士町太陽熱利用温水器設置費補助金について、申請内容を変更したいので、海士町太陽熱利用温水器設置費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の種類 : 変更 ・ 中止
- 2 変更内容 :
- 3 変更・中止理由 :

様式第 4 号（第 10 条関係）

指令海 第 号
年 月 日

様

海士町長

海士町太陽熱利用温水器設置費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町太陽熱利用温水器設置費補助金
の変更申請については、下記のとおり承認しましたので、海士町太陽熱利用温水器設置費
補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 変更の種類 : 変更 ・ 中止
- 2 変更内容 :
- 3 変更交付決定額 : 円

様式第 5 号 (第 11 条関係)

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名

海士町太陽熱利用温水器設置費補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号をもって、交付決定通知のあった海士町太陽熱利用温水器設置費補助金の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象経費 (太陽熱利用温水器設置経費) 円
- 2 補助金交付額 円
- 3 設置太陽熱利用温水器 (メーカー、機種、製品名)
- 4 設置場所住所 海士町大字 番地 (地区)
- 5 設置完了日 平成 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 太陽熱利用温水器設置に要した費用の内訳が分かる書類
 - (2) 太陽熱利用温水器設置に係る領収書の写し
 - (3) 太陽熱利用温水器の設置状況を示す写真
 - (4) 請求書